大館市一般廃棄物焼却施設整備事業評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 市は、一般廃棄物焼却施設整備事業を行うに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)に基づいて実施するため、実施方針の策定、民間事業者からの応募資料等の技術、財務の検討評価及び事業者の選定における透明性及び公平性の確保を目的として、大館市一般廃棄物焼却施設整備事業評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議を行い、その結果を市長に報告する。
 - (1) 実施方針策定に関すること。
 - (2) 民間事業者からの応募資料の評価に関すること。
 - (3) 事業者選定に関すること。
 - (4)前3号に掲げるもののほか、一般廃棄物焼却施設整備事業の実施に必要な 事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、 又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 副市長
 - (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選によって定める。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、最初に行う会議は、市長が 招集する。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長が務める。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も 同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民部環境課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長 が委員会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、市長の決裁のあった日(平成30年8月3日)から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2条各号に掲げる職務が完了した日に、その効力を失う。